

募 集 要 項

この募集に応募を希望される方は、都市公園法、みよし市都市公園条例、その他の関係法令・規程及びこの募集要項によるとともに、必ず現地を確認し、応募される都市公園の現状・現形を承知されたうえで、自動販売機の設置の提案をしてください。

応募のために提出された書類等に記載された情報は、この募集に関する事務のみに使用します。

第 1 許可対象物件

- 1 許可対象物件は、三好公園総合体育館内3件です。
(開館時間:火曜日から土曜日 午前9時から午後9時
日曜日 午前9時から午後5時
ただし、12月28日～1月4日は休館)
- 2 募集は物件番号ごとに行います。複数物件に応募することもできます。
- 3 許可面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。
- 4 物件ごとに特記仕様があります。詳しくはそれぞれの物件別特記仕様書をご参照ください。
- 5 現地説明会はありません。応募希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

第2 応募者の資格

- 1 次のすべてに該当する方が、この募集に応募することができます。
 - (1) みよし市入札参加停止等措置要領に基づく措置を受けていない者であること。
 - (2) 「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年3月14日付けみよし市長等、愛知県豊田警察署長締結)」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (4) 募集告知日から過去2年間に於いて、政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
 - (5) 国税、県税及び市(町、村)税を滞納していないこと。
 - (6) 個人の場合はみよし市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。

- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - (9) 提案結果について、許可申請候補者の決定後、提案者数、許可申請候補者名、提案金額をみよし市ホームページで公表することに同意できる者であること。
 - (10) その他必要と認める者であること。
- 2 前項各号(第1号を除く。)に規定する応募資格の判定は、応募日現在の状況によりますが、応募日から都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可(以下許可という。)までの期間に同項各号(第1号を除く。)のいずれかの応募要件を満たさなくなったときは、応募要件を有していない者とみなします。
- 3 応募に参加する者の代表者は、1つの物件に重複して参加することはできません。

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、みよし市から都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項の規定に基づき、みよし市が設置事業者に対し、公園施設の設置許可をする方法により行います。
- (2) 都市公園法に基づく許可であり、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。

2 許可期間

- (1) 当初の許可期間:原則として、令和4年4月1日～令和5年3月31日
令和5年4月1日から2年を限度に、1年を単位として更新可能。(令和7年3月31日まで)
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度10月末日までに許可の更新を申請してください。更新後及び年度途中で使用料や許可条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた許可期間終了後は、再度募集を行い、許可の相手方を決定する予定です。

3 機器の設置

- (1) 公園施設の設置許可を得た後、みよし市と調整のうえ、機器を設置してください。
- (2) 令和4年4月1日から同月5日までの間に機器を設置し、営業開始してください。
- (3) 令和4年4月1日から営業開始できなかった場合でも、みよし市は使用料の返還やその他補償には一切応じられません。

4 使用料

使用料は、募集により決定した金額です。なお、当初の許可に係る使用料は、機器の設置時期や供用時期に関わらず1年分の使用料を徴収します。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 設置した自動販売機の電気料は設置事業者の負担とし、設置事業者においてあらかじめ

自動販売機に設置した専用メーターにより1ヶ月単位で算定するものとします。電気料の納付は年1回、4月に前年度分を支払うものとします。

6 設置機器の仕様

物件別特記仕様書をご参照ください。

7 利用上の制限

許可期間中は次の事項を遵守してください。

(1) 「設置条件を定める協定書」(以下協定書という)を遵守し、使用料を期限までに確実に納付すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) その他許可書、協定書、物件別特記仕様書記載の事項を遵守すること。

8 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了、又はその他の理由により許可が終了したときは、許可の期間内に原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切みよし市に請求することができません。

第4 応募資格確認申請書及び提案書の受付日時等

第4-1 応募資格確認申請書

1 応募を希望される方は、資格審査を受けていただく必要があります。資格審査に必要な書類を持参または郵送にて提出してください。

2 物件ごとに複数提出していただく必要はありません。

受付場所	みよし市役所 4階 公園緑地課
受付日時	令和4年2月8日(火) 午後5時00分まで
必要書類等	(1)応募資格確認申請書 1通 様式がみよし市ホームページからダウンロードできます。事務担当者票も必要に応じて提出してください。 (2)〈個人の場合〉 住民票の写し 1通 〈法人の場合〉 法人登記簿謄本 1通 どちらも発行後1月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3)〈法人のみ〉法人役員等に関する調書 様式がみよし市ホームページからダウンロードできます。 (4)〈個人法人いずれも〉募集告知日から過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績のわかるもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー)

	※連名で提案された場合は、連名者全員の実績が必要です。
注意事項	提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。

第4-2 提案書

受付場所	みよし市役所 3階 研修室
受付日時	令和4年2月15日(火) 午前10時30分から午前11時00分まで(厳守)
必要書類等	(1) 提案書 様式がみよし市ホームページからダウンロードできます。記載方法は、「記載例 提案書」をご参照ください。 (2) 委任状(代理人が提案書を提出する場合) 代理人による提案書の提出には、委任状が必要となります。様式がみよし市ホームページからダウンロードできます。代理人ごとに作成し、委任する物件番号を必ず記載してください。代理人は、1物件につき複数の提案書の提出を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件番号の提案書の提出を委任することはできません。 (3) 印鑑(代理人が提案書を提出する場合は代理人の印鑑) 印鑑を押印した提案書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。
注意事項	(1) 応募者又はその代理人(以下「提案者」という。)は、受付時限を過ぎると提案書の提出はできません。午前11時00分までにお越しください。 (2) 提案者以外の方は、入場できません。 (3) 談合情報が寄せられた場合は、提案の受付を中止することがあります。
提案内容	提案金額は、使用料の年額を表示してください。最低使用料(年額)以上で最も高い使用料(年額・ <u>限度額以内</u>)で提案された方が許可申請候補者となります。最低使用料(年額)、使用料上限額(年額)については、許可対象物件一覧表をご参照ください。

第4-3 提案書の記入方法等

- 1 提案は所定の提案書を使用します。様式がみよし市ホームページからダウンロードできます。
- 2 提案書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入あるいは黒インクで印刷し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 提案金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 提案者は、その提出した提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 応募者は、提案を代理人に委任することができます。ただし、代理人は、1物件につき複数の提案を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する提案及び次のいずれかに該当する提案は、無効とします。
 - (1) 応募資格のない方の提案
 - (2) 最低使用料(年額)に達しない金額を記載した提案
 - (3) 使用料上限額(年額)を超えた金額を記載した提案
 - (4) 金額を改ざんし、又は訂正した提案
 - (5) 記入事項を判読できない提案
 - (6) 提案事項の一部又は全部が記入されていない提案
 - (7) 一定の金額をもって価格を表示しない提案
 - (8) 記名押印のない提案
 - (9) 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の提案(代理人によるものも含む。)
 - (10) その他募集の条件に違反した提案
- 8 提案金額の記入は設置を希望される物件番号のみで構いません。すべての物件について金額を記入する必要はありません。

第4-4 審査

審査場所	みよし市役所 3階 研修室
審査日時	令和4年2月15日(火) 午前11時00分から(提案書の受付終了後)

- 1 審査は提案者の面前で行います。提案者が審査に立ち会わないときは、この募集事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 審査の結果、提案者のうち最低使用料(年額)以上で最高使用料(年額・上限額以内)の提案をした方を許可申請候補者とし、受付場所内で次順位者と合わせて発表します。
- 3 最高使用料(年額・限度額以内)の提案者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき、許可申請候補者を決定します。ただし、提案者がくじを引かないときは、この募集事務に関係の

ない職員が代行します。くじにより許可申請候補者を決定したときは、許可申請候補者の提案書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第5 許可申請候補者の決定後

提案結果については、許可申請候補者の決定後、提案者数、許可申請候補者名、提案金額をみよし市ホームページで公表します。また、許可申請候補者以外の方の応募者名、提案金額について照会があれば回答しますので、予めご承知おきください。公開することに同意いただけない場合は、提案応募をすることができませんので、ご注意ください。

第6 設置の許可の手続

1 許可申請候補者には、都市公園法第5条第1項による公園施設（自動販売機）の設置の許可を受けていただきます。公園施設設置許可申請書（みよし市都市公園条例施行規則第3号様式。以下「申請書」という。）を提出してください。

申請書の提出後、許可書（みよし市都市公園条例施行規則第9号様式）を交付します。また、協定書を締結していただきます。

協定書、申請書、許可書の案文は許可申請候補者に後日お知らせします。

2 許可申請期限は、令和4年3月15日（火）です。それまでに申請をしないときは、許可申請候補者の資格を取り消します。この場合、今後実施される都市公園における自動販売機設置に係る募集に応募できない可能性があります。

3 許可申請及びこれに対する許可並びに協定書の締結は、原則、応募者（応募資格確認申請者）名義で行います。許可申請時に、別途、委任状を提出することで、受任者名義で行うことも可能とします。

第7 使用料の納付

使用料は、みよし市が発行する納入通知書に定める期限までに納付してください。なお、令和4年4月1日から営業開始できなかった場合も納付していただきます。

第8 問い合わせ先

募集事務 仕様内容	みよし市役所公園緑地課 TEL0561-32-8024
受付期間	令和4年1月11日（火）～令和4年2月8日（火） 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝休日を除く）

問い合わせ件数などの情報は、募集の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。